

○大船渡市環境基本条例
平成13年3月26日条例第10号
大船渡市環境基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 環境の保全及び創造に関する施策等
 - 第1節 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針（第7条）
 - 第2節 環境基本計画等（第8条・第9条）
 - 第3節 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第10条—第25条）
- 第3章 環境審議会（第26条—第34条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（2）地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（3）公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が大船渡の豊かな自然の中で生活していることを認識し、恵み豊かな環境と共生する地域社会を構築することを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、恵まれた快適な環境が確保され、これを将来の世代に継承できるように行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない健全かつ持続的な発展が可能な地域社会を構築できるように行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域社会を構成するすべての者の自主的かつ積極的な参加及び連携により行われなければならない。

5 地球環境保全は、地域の環境が地球環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、その日常生活と環境のかかわりあいを認識し、環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、これに伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市の責務）

第6条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策等

第1節 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

（施策の基本方針）

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

（1）市民の健康を保護し、並びに生活環境及び自然環境を保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然

的構成要素の良好な状態を確保すること。

(2) 生物の多様性の確保を図るとともに、海域から陸域に至る多様な自然環境をそれぞれが密接に関連するものとして一体的にとらえながら、地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全すること。

(3) 優れた自然環境と歴史的環境とが調和した環境その他の生活に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全及び創造すること。

(4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。

(5) 市民及び事業者の積極的な参加、連携及び協力による環境の保全及び創造を推進すること。

(6) 地球環境保全を推進し、環境への負荷を低減すること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大船渡市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、大船渡市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を把握し、その結果を大船渡市環境審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第3節 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境に配慮した施策の策定等)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造に配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(協定の締結)

第13条 市は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、事業者等と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めるものとする。

(誘導的措置)

第14条 市は、市民及び事業者が自らの活動に係る環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導し、もって環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第15条 市は、下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全上の支障を防止するための施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地等公共的施設の整備その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量等の推進)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を推進するものとする。

(地域特性を生かした総合的な措置)

第17条 市は、大船渡湾を中心とする海域と五葉山に象徴される個性豊かな陸域が調和する地域環境の特性を生かしながら、その有機的な連携を基に総合的な環境の保全及び創造が図られるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化に関する意識の高揚)

第18条 市は、ごみのポイ捨てその他の環境の美化に支障を及ぼす行為を防止するため、市民の環境美化に関する

る意識の高揚を図るように努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第19条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、自発的に活動することを促進するため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実に関して必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第20条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間団体（以下「民間団体」という。）が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、これを適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の参加、連携及び協力の促進)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、市民、事業者及び民間団体の参加、連携及び協力の推進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査等の実施)

第23条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第25条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章 環境審議会

(設置)

第26条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、大船渡市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第27条 審議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第8条第3項及び第5項に規定する環境基本計画に関する事項を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること。
- (3) 第9条に規定する報告に関し意見を述べること。

2 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第28条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 環境、産業等に関する団体に属する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第29条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第30条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(利害関係者の出席)

第32条 審議会が必要があると認めたときは、利害関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第33条 審議会の庶務は、生活福祉部において処理する。

(補則)

第34条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附則

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

2 大船渡市環境審議会条例（平成6年大船渡市条例第14号）は、廃止する。

附則（平成13年11月14日条例第82号）

1 この条例は、平成13年11月15日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成15年6月30日までの間に委嘱される大船渡市環境審議会の委員の任期は、改正後の大船渡市環境基本条例第29条本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附則（平成24年3月19日条例第11号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年7月1日から施行する。

附則（平成24年9月25日条例第30号）

この条例は、平成24年10月1日から施行する。